

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…
- 都市計画事業の認可（二件）……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 公共測量の実施（三件）……………
- ……（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 公共測量の終了……………
- ……（同）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による道路位置の指定（二件）……………
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……（同）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………
- ……（同）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……（同）…

○東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等……………
 ……（東京都労働委員会）…

正誤

○平成二十六年十二月二十六日付東京都水道局管理規程第十九号……………

○平成二十七年二月四日付東京都告示第百三十二号……………

告示

●東京都告示第百六十号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一八三	雑誌	ミリオンコミックス T n S e r i e s 0 0 1	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四一八四	同右	IZUMI COMI CS 01	同右
四一八五	同右	株式会社一水社 ムーグコミックス ピーチシリーズ	同右

欲望の輪廻
五八八一三一—四
ロングランドジェイ有
限会社

●東京都告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき小金井都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称	小金井市
二 都市計画事業の種類及び名称	小金井都市計画公園事業第二・二・十二号小長久保公園
三 事業施行期間	平成二十七年二月十三日から平成三十年三月三十一日まで
四 事業地	取用の部分 小金井市本町三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称	杉並区
二 都市計画事業の種類及び名称	東京都市計画緑地事業第八十九号成田西三丁目緑地

三 事業施行期間 平成二十七年二月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 杉並区成田西三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月三十日から同年三月二十七日まで

●東京都告示第百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(三級基準点成果座標変換)

三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村各地内

四 測量の期間 平成二十七年二月十六日から同年三月二十七日まで

●東京都告示第百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子六丁目及び赤羽西四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年二月六日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 狛江市元和泉一丁目、元和泉二丁目、元和泉三丁目、中和泉一丁目、中和泉三丁目、和泉本町一丁目、東和泉一丁目、東和泉二丁目、東和泉三丁目及び東和泉四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月二十二日から平成二十七年一月二十七日まで

●東京都告示第百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日 小笠原村父島字奥村二十一番一から 平成二十七年一六まで、同番七の一部、二十二番一、月二十六日 同番二、同番五の一部、同番六、同番八、同番十及び同番十一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年一月二十九日	西東京市芝久保町一丁目千五百二十番三十一の十の一部	延長 一六・九四 幅員 四・〇〇
----------------------	--------------	---------------------------	---------------------------

●東京都告示第百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年一月三十日	小平市花小金井一丁目八百二十九番四、同番五、同番十五及び同番十七の各一部	延長 一四・四〇 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	--------------------------------------	---------------------------

●東京都告示第百七十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

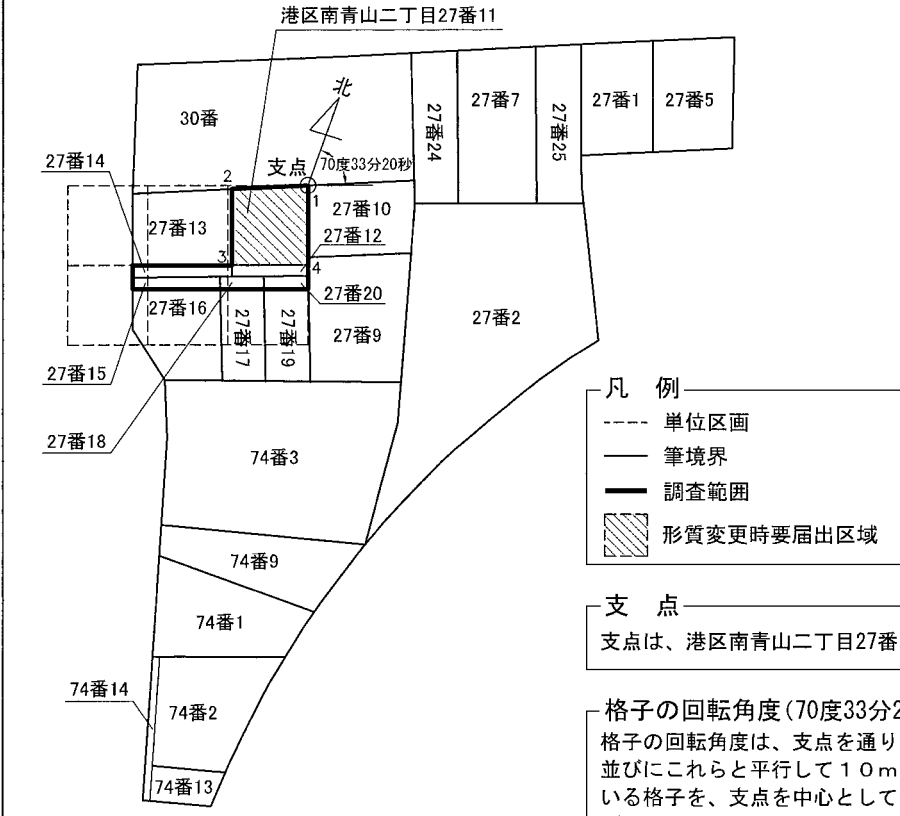
平成二十七年二月十三日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区南青山二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



	X	Y
1	520.883	461.055
2	517.213	452.249
3	508.242	455.546
4	511.497	464.504

上記の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

- 凡例
- 単区画
 - 筆境界
 - 調査範囲
 - ▨ 形質変更時要届出区域

支点
 支点は、港区南青山二丁目27番11の最北端とする。

格子の回転角度(70度33分20秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十一号

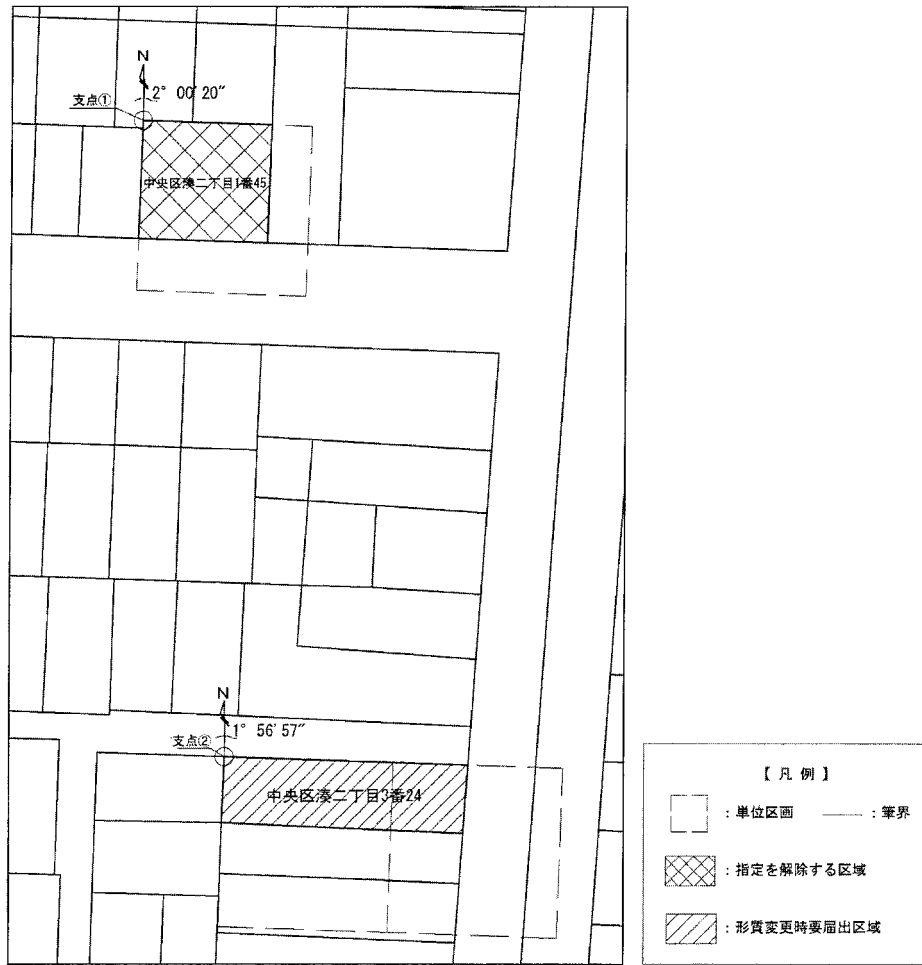
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区湊二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】

①	支点①は、中央区湊二丁目1番45の最北端とする。
②	支点②は、中央区湊二丁目3番24の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点①	02度00分20秒
支点②	01度56分57秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千二十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

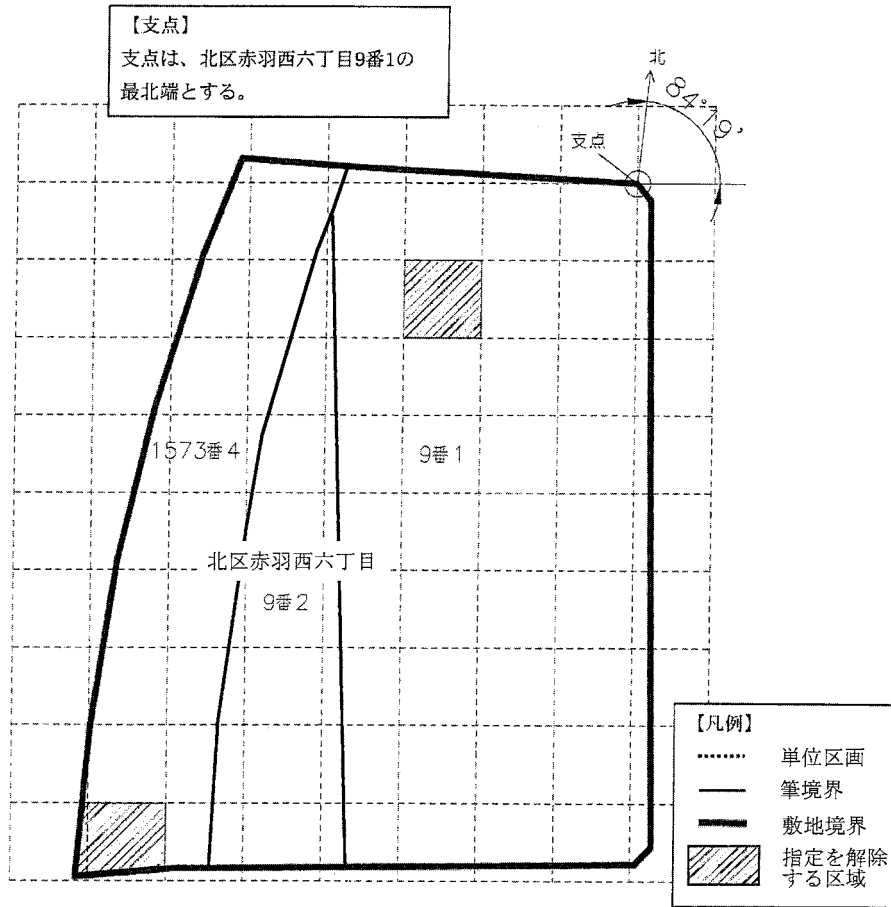
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽西六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度(84度19分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千五百四十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

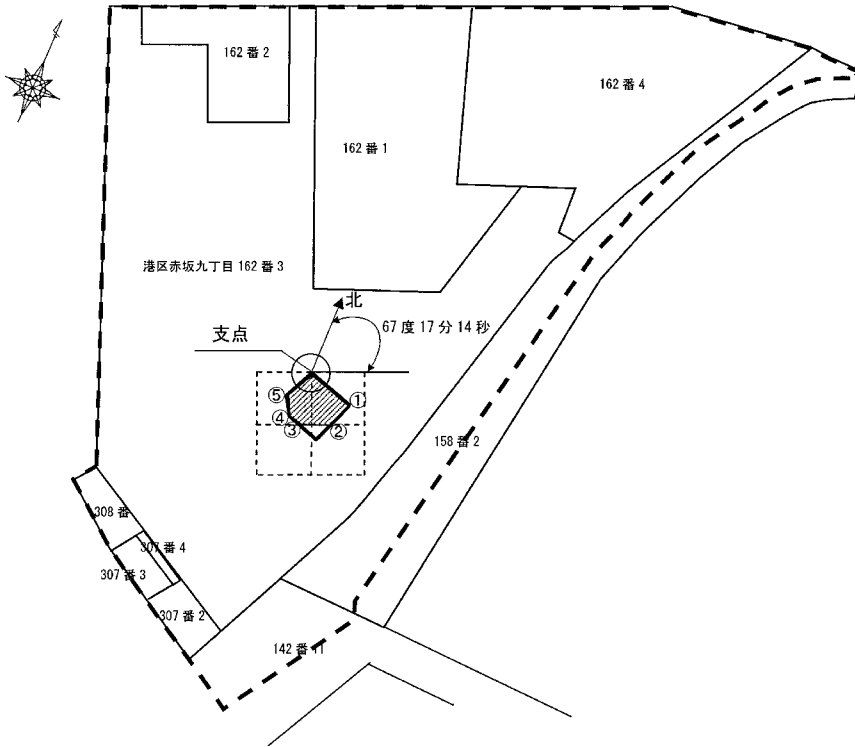
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区赤坂九丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- - - 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

No.	X座標	Y座標
支点	-36834.25	-9364.69
①	-36836.59	-9356.43
②	-36842.46	-9358.41
③	-36843.64	-9361.29
④	-36842.55	-9364.87
⑤	-36838.03	-9365.93

上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(67度17分14秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スリランカとアジアの友の会

三 代表者の氏名

RAJAPAKSE JAYAMPATH CHAM
 INDA (ラジャパクシャ・ジャヤンパット・チャミ
 ンダ)

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田五丁目二十一番四号 ライオン

五 定款に記載された目的

この法人は、スリランカを含むアジア諸国と日本の相互において、経済、文化、市民の国際交流が今後一層盛んになることを背景として、日本の知見を基にした子供の教育や社会的弱者の支援に関する事業と、将来想定される大規模災害の際の国際的な相互支援協力に関する事業を行い、人々生活や社会と文化維持や向上に貢献する

<p>ことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人彩結び</p> <p>三 代表者の氏名 高畑 麻純</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区中十条四丁目十七番一号 コトニア赤羽</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、自分らしく輝く彩り豊かな生き方のできる社会づくりの実現に貢献することを旨とし、社会や人と人とのつながりが生まれる場と機会の提供と、そのための施設運営や活動の企画運営を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケニア・コイノニア友の会ジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 大井 満</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋三丁目三十二番一号 日本キリスト合同教会板橋教会内</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ケニアナイロビの就学困難な子ども達を対象に学校で学ぶための教育資金及び学校運営資金、その活動を支援するために活動資金を日本側で募る事を目的とする。将来を担う子ども達の健全な成長及び生活向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 All Life Line Net</p> <p>二 代表者の氏名 城所 卓雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番九号 プラウド日本橋人形町六〇一号室</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年二月四日から平成三十二年二月三日まで</p> <p>東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ケニアナイロビの就学困難な子ども達を対象に学校で学ぶための教育資金及び学校運営資金、その活動を支援するために活動資金を日本側で募る事を目的とする。将来を担う子ども達の健全な成長及び生活向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 All Life Line Net</p> <p>二 代表者の氏名 城所 卓雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番九号 プラウド日本橋人形町六〇一号室</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年二月四日から平成三十二年二月三日まで</p> <p>東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等</p>
<p>ことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケニア・コイノニア友の会ジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 大井 満</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋三丁目三十二番一号 日本キリスト合同教会板橋教会内</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ケニアナイロビの就学困難な子ども達を対象に学校で学ぶための教育資金及び学校運営資金、その活動を支援するために活動資金を日本側で募る事を目的とする。将来を担う子ども達の健全な成長及び生活向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 All Life Line Net</p> <p>二 代表者の氏名 城所 卓雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番九号 プラウド日本橋人形町六〇一号室</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年二月四日から平成三十二年二月三日まで</p> <p>東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ケニアナイロビの就学困難な子ども達を対象に学校で学ぶための教育資金及び学校運営資金、その活動を支援するために活動資金を日本側で募る事を目的とする。将来を担う子ども達の健全な成長及び生活向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 All Life Line Net</p> <p>二 代表者の氏名 城所 卓雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番九号 プラウド日本橋人形町六〇一号室</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年二月四日から平成三十二年二月三日まで</p> <p>東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等</p>
<p>ことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケニア・コイノニア友の会ジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 大井 満</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋三丁目三十二番一号 日本キリスト合同教会板橋教会内</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ケニアナイロビの就学困難な子ども達を対象に学校で学ぶための教育資金及び学校運営資金、その活動を支援するために活動資金を日本側で募る事を目的とする。将来を担う子ども達の健全な成長及び生活向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 All Life Line Net</p> <p>二 代表者の氏名 城所 卓雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番九号 プラウド日本橋人形町六〇一号室</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年二月四日から平成三十二年二月三日まで</p> <p>東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ケニアナイロビの就学困難な子ども達を対象に学校で学ぶための教育資金及び学校運営資金、その活動を支援するために活動資金を日本側で募る事を目的とする。将来を担う子ども達の健全な成長及び生活向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 All Life Line Net</p> <p>二 代表者の氏名 城所 卓雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番九号 プラウド日本橋人形町六〇一号室</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年二月四日から平成三十二年二月三日まで</p> <p>東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等</p>

について

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条の規定により、東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を下記のとおり公告する。

平成27年2月13日

東京都労働委員会

会長 房 村 精 一

(平成27年1月1日現在)

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
菅 米 美 仁	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地協 顧問	平成23・12・2
阿 部 智 肇	東京都労働委員会委員 ㈱東海ホビーとセカイビス 取締役	平成23・12・2
荒 木 茂 仁	前東京都労働委員会委員	平成23・12・2
池 田 鼓 一	東京都労働委員会委員 全水道東京水運労働組合 特別執行委員	平成21・12・1
石 井 敏 雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	平成23・6・7
箱 泉 健 太郎	東京都労働委員会委員 電機連合東京地協 特別常任幹事	平成25・12・4
箱 葉 康 生	東京都労働委員会委員 シャープ(株) (元毎日新聞論説委員)	平成23・12・2
内 田 隆 文	東京都労働委員会委員 ㈱資生堂 社友	平成23・12・2
榊 内 克 範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業㈱ 社友	平成23・6・7
榎 園 弘	東京都労働委員会事務局総務課長	平成25・4・2
遠 藤 雅 彦	東京都労働委員会事務局長	平成26・8・5
大 塚 博 文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 副中央執行委員長	平成25・12・4
小 山 正 次郎	東京都労働委員会委員 公益財団法人産業雇用安定センター 理事長	平成17・12・1
小山内 文 肇	東京都労働委員会委員 全日本金属情報機器労働組合東京地方本部 執行委員長	平成21・12・1
梶 原 道 代	東京都労働委員会事務局審査調整課 調整主査	平成26・4・1
加 藤 節 夫	東京都労働委員会委員 ㈱東京ダイカスト 代表取締役	平成25・12・4
明 柳 明 子	東京都労働委員会事務局審査調整課長	平成25・4・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
川 田 塚 之	東京都労働委員会委員 筑波大学ビジネス系 教授	平成25・12・4
神 作 裕 之	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	平成25・12・4
菊 池 馨 美	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学部 教授	平成25・8・27
岸 上 茂	東京都労働委員会会長代理 弁護士(第一)	平成23・12・2
菅 司 輝 雄	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	平成23・12・2
光 前 幸 一	東京都労働委員会委員 弁護士(東京)	平成25・12・4
河 野 通 嗣	東京都労働委員会 顧問 東京都労働委員会 顧問	平成23・12・2
小 島 恒 彦	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	平成26・4・1
小 平 房 代	東京都産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長	平成26・8・5
小 平 正 宣	東京都労働委員会委員 東京経営者協会 顧問・㈱トヨタ自動車 社友	平成21・12・1
後 藤 邦 春	東京都労働委員会委員 弁護士(第一)	平成23・12・2
後 藤 健 祐	東京都労働相談情報センター国分寺事務所長	平成25・4・2
小 林 孝 雄	東京都労働相談情報センター亀戸事務所長	平成25・4・2
小 林 貴 文	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課長	平成26・4・1
早乙女 湯 一	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	平成23・12・2
榎 井 敏 子	東京都労働委員会委員 東京習院大学法学部 教授	平成19・12・3
榎 井 憲 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第二)	平成25・12・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
芳野 鼓雄	東京都労働委員会委員 東京経営者協会 常任理事	平成19・12・3
鈴木 木 翼	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	平成26・7・1
鈴木 木 紀之	東京都労働相談情報センター八王子事務所長	平成24・4・3
鈴木 木 正人	東京都労働委員会委員 前一般社団法人経団連事業サービス 常務理事	平成25・12・4
高橋 功	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	平成23・12・2
高橋 恭子	東京都労働委員会事務局審査調整課 調整主査	平成25・4・2
田川 理映子	東京都労働相談情報センター大崎事務所長	平成25・7・16
伊達 希子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	平成26・5・13
傳田 雄二	東京都労働委員会委員 連合ユニオン東京 副委員長	平成21・12・1
富中 崇	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	平成25・12・4
中川 佳也	東京都労働委員会事務局調整担当課長	平成25・7・16
二宮 誠	東京都労働委員会委員 U Aゼンセン東京都支部 顧問	平成21・12・1
野地 芳美	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	平成25・12・4
浜島 知子	東京都労働委員会事務局審査調整課 調整主査	平成22・4・6
平沢 郁子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京)	平成21・12・1
比留南 晴次	東京都労働相談情報センター所長	平成25・4・2
廣田 莊二	東京都労働委員会事務局審査調整課 調整主査	平成24・4・3

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
芳村 精一	東京都労働委員会会長 弁護士(第二)	平成24・4・3
増崎 悦子	東京都労働委員会事務局審査調整課 調整主査	平成26・4・15
水町 勇二郎	東京都労働委員会委員 東京大学社会科学研究所 教授	平成23・1・25
森戸 英幸	東京都労働委員会会長代理 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	平成18・10・3
前島 草	東京都労働委員会委員 鹿島建設㈱ 顧問	平成25・12・4
八木 和則	東京都労働委員会委員 横河電機㈱ 顧問	平成25・12・4
安田部 裕文	東京都産業労働局雇用就業部長	平成25・7・16
横山 陽子	東京都労働委員会委員 U Aゼンセン東京都支部 参与	平成25・12・4
染田 寛憲	東京都労働委員会委員 運輸労連東京都連合会 執行委員長	平成23・12・2

正 誤

○平成二十六年十二月二十六日付東京都水道局管理規程第十九号

ページ	一段	行	一	誤	一	正
増刊	73	後から	六	又は地企労法第	六条	又は
ページ	上	六	六			

○平成二十七年二月四日付東京都告示第百三十二号

ページ	一段	行	一	誤	一	正
上	後から	一	平成二十七年三	月三十一日	平成二十八	年三
一	後から	一	平成二十七年三	月三十一日	平成二十八	年三

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002